

「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」及び「預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の概要

令和 8 年 3 月
消費者庁取引対策課

趣 旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル一括法」という。）の一部の施行に伴い、以下の所要の措置等を講ずるもの。

概 要

1 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(1) 公示送達の電子化

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に基づく指示又は命令は書類を送達して行うこととされている（特定商取引法第 66 条の 3）ところ、公示送達については民法（明治 29 年法律第 89 号）及び民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）を準用するのではなく、特定商取引法においてその手続が規定されている（特定商取引法第 66 条の 5）。

デジタル一括法により、特定商取引法における公示送達について、（従来は主務大臣の事務所の掲示場に掲示する方法のみであったところ、）主務省令で定める方法により、インターネットを用いた方法を導入する改正がなされた（特定商取引法第 66 条の 5 第 2 項）。

具体的方法については特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）に委任されているところ、今般、その手当をする改正を行う（イメージとして、被処分者のプライバシーに十分配慮することを前提に、消費者庁ウェブサイトにて専用のページを設け、公示送達に係る情報を掲載していく予定）。

※デジタル一括法による改正後の特定商取引法（抄）

第六十六条の五 （略）

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を主務大臣の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3・4 （略）

(2) その他

規定の適正化の観点から改正を行う。

2 預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

(1) 公示送達の電子化

預託等取引に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号。以下「預託法」という。）に基づく命令は送達して行うこととされている（預託法第 22 条）ところ、公示送達については民法及び民事訴訟法を準用するのではなく、預託法においてその手続が規定されている（預託法第 24 条）。

デジタル一括法により、預託法における公示送達について、（従来は消費者庁の掲示場に掲示する方法のみであったところ、）内閣府令で定める方法により、インターネットを用いた方法を導入する改正がなされた（預託法第 24 条第 2 項）。

具体的方法については預託等取引に関する法律施行規則（令和 4 年内閣府令第 1 号）に委任されているところ、今般、その手当をする改正を行う（イメージとして、被処分者のプライバシーに十分配慮することを前提に、消費者庁ウェブサイトにて専用のページを設け、公示送達に係る情報を掲載していく予定。）。

※デジタル一括法による改正後の預託法（抄）

第 24 条 （略）

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3・4 （略）

(2) その他

文言の適正化のための必要な改正を行う。

今後の予定

公 布
施 行

令和 8 年 4 月下旬【P】

デジタル一括法第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行日（令和 8 年 5 月 21 日）（前記 1（2）及び 2（2）の改正規定については公布の日）